

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	丸 橋 静 香
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
論 文 題 目			
K.－O. アーペルの討議倫理学に関する教育学的研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	坂 越 正 樹	
審査委員	教 授	深 澤 広 明	
審査委員	教 授	丸 山 恭 司	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、K.－O. アーペルの討議倫理学の教育学的意義を、(1)討議倫理学の言語論的転回の徹底と、(2)ロゴスの〈他者〉との関係の考慮という他者論的転回の二つの方向から解明しようとするものである。近代社会を支えてきた基本理念は問いに付され、今日の社会は現状を反省的に捉えなおしその時々々の合意によって行動指針を得ようとする討議倫理学に依らざるをえない。しかし、討議を可能とする「理想的コミュニケーション共同体」は、主体どうしの対称的関係を前提としており、言語能力を有していない者、形成途中の子ども、つまりロゴスの外側にいる者〈他者〉との関係性を視野に収めることが重要となる。本研究は、この二つの方向性に基づいて討議実現の可能性を探究し、教育学的に展開していく方策を示したものである。</p> <p>第一章では、アーペル討議倫理学の基本的な理論枠組みを主に 1970 年代の論議を精査することによって明らかにした。アーペルはカントの超越論哲学を継承し、人間がもつロゴスの言語能力をきわめて強く信頼する立場から、言語能力を有する者どうしの対称的関係を倫理的規範とする討議倫理学を構想したのである。</p> <p>第二章では、アーペル討議倫理学が強いロゴス中心主義を特徴とする一方、ロゴスに回収できない〈他者〉への倫理的配慮にも関心を寄せていたことを明らかにしている。アーペルは H.ヨナスの責任論と批判的に応答する中で、それが力を持つ者の持たない者への配慮の倫理であることを認めるが、さらにその一方向的な倫理を越えて理想的コミュニケーションをめざすべきであるとの姿勢を堅持している。</p> <p>第三章では、アーペル討議倫理学の中心概念「共同責任」について考察し、その教育学的含意が明らかにされている。アーペルによれば、人は他者と真剣に議論しているとき、その議論に関わり、合意によって規範を見出すことに対して「共同責任」を有しており、それは免れえない根本的なものである。討議参加者は討議パートナーの平等性を理想的状態として共同仮構しているために、責任ある討議には「事前の討議経験」つまり相互主体的な対話実践の経験が重要であって、そこに教育の可能性が認められるのである。</p> <p>第四章では、アーペル討議倫理学に基づいて「道徳の現実主義的討議理論」を展開している M.ニケを中心に、相互主体的な対話実践を機会や権力が不平等に配分された現実世界</p>			

で実践していく手続きを考察した。ニケは討議倫理学の道德原理「普遍化原則」の仮定的解釈によって、普遍化可能性で判定される規範の「妥当性」と現実世界での「遵守妥当性」を区別し、後者を相互性の観点に定式化した。本章では、この議論を手掛かりに小学校における話し合い活動の事例を分析し教育における討議実現の手順を論じている。

第五章では、討議主体の形成方法を、L.コールバーグやR.L.セルマンの発達段階論を手掛かりに検討している。子どもの言語能力の発達を、(1)自己中心的段階、(2)他者のパースペクティブに立てる段階、(3)自己と他者の利害を離れ第三者の立場から話し合い状況をとらえる段階に区分し、それぞれの段階における大人からの働きかけの方法を「討議への導入」、「提示する討議ルール」、「意見交換」、「合意形成」の場面に分けて考察した。

第六章では、ハーバーマスのコミュニケーション的行為論をそこでの言語の位置の観点から検討し、その限界をめぐる論議の中から道德教育の構想原理を導き出している。ハーバーマスはこれまでの教育学研究において繰り返し参照されているが、その基盤にある自律した言語的存在として人間像は、やはり〈他者〉との関係性において問題を残している。討議は同じ価値観の者どうしの場では生じず、合理的な言語コミュニケーションには回収されない〈他者〉を意図的に維持存続することが必要なのである。そこでロゴスと〈他者〉の相互補完的關係に基づく道德教育の構想原理（差異と平等）が求められる。

第七章では、〈他者〉との関係を踏まえて討議をどのように実現するのかについて考察している。アーペル討議倫理学の再検討の結果、アーペルの「共同責任」概念にはヨナ斯的な倫理的モメント（ケアの倫理）が必要不可欠なものとして入り込んでいることが明らかになった。つまりアーペル討議倫理学はヨナスの責任倫理を批判しながらも非対称性倫理（大人と子どもの関係性）に支えられているのである。教育的関係の構造に置き換えるなら、それが相互主体的関係になるためには討議能力に還元されない〈他者〉との非対称な関係性とそこに生じる配慮責任感情が不可欠なのである。

終章では、アーペル討議倫理学の教育学的意義が次のように整理されている。討議実現のために、討議論的方略からは(1)教育目標としての討議能力形成、(2)教育を相互主体的な対話実践として理解すること、(3)討議実現の手続きの整備と発達段階に応じた支援の必要性が指摘される。他者論的方略からは、(1)教育的関係が非対称的關係と対照的關係の交錯であること、(2)教師の倫理として〈他者〉の承認、複数性の存続を図ること、教師はロゴス能力の形成と非対称性の克服をめざしながら、それが教育的行為の起点であること、非対称性が最終的に克服されえないことを自覚するよう求められるのである。

以上本論文の意義は、(1)アーペル討議倫理学をヨナス、ハーバーマス等との倫理学、哲学的関係布置、論議状況の中で綿密に読み解いたこと、(2)対称的討議の必要性和大人-子どもの討議能力格差という根本的な教育のアポリアに打開の方略を提示しえたこと、(3)これらの考察を通して、学校教育の実践的な場面で話し合い活動をどう組み立てるか、また道德教育の場面での展開方法を明らかにしたことに認められる。最終的に明示したアーペル討議倫理学の教育学的意義は、今日の教育哲学、教育倫理学研究の最先端に位置するものと評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29年 1月 27日

